## 総務警察委員会記録

開催日時 平成29年8月30日(水) 10:04~12:05

開催場所 第1委員会室

出席委員 9名

山本 進章 委員長

山村 幸穂 副委員長

亀田 忠彦 委員

松本 宗弘 委員

川田 裕 委員

森山 賀文 委員

大国 正博 委員

中野 雅史 委員

荻田 義雄 委員

## 欠席委員 なし

出席理事者 辻本 総務部長

枡井 知事公室長

中 危機管理監

中澤 会計局長

馬場 人事委員長

江南 代表監查委員

村田 地域振興部長

山本 南部東部振興監

森田 観光局長

植野 公安委員長

安田 警察本部長

星場 警務部長

大久保 生活安全部長

藤本 刑事部長

宮本 交通部長

今谷 警備部長 ほか、関係職員

参 考 人 林 公立大学法人奈良県立大学理事

中西 一般財団法人奈良県ビジターズビューロー業務執行理事

宮本 公益財団法人奈良県暴力団追放県民センター専務理事

傍 聴 者 なし

議事

(1) 平成29年度主要施策の概要について

(2) その他

く質疑応答>

**〇山本委員長** それでは、ただいまの説明及び報告またはその他の事項も含めて、質問が あればご発言願います。

○川田委員 1点目、平成28年12月議会の高等学校等の無償化に関する請願書のことについてお聞きしますが、前から委員会があるごとに報告をいただきたいと言っており、その後、前回、平成29年6月議会の総務警察委員会でいただいた説明では、ほとんど説明理由となっていないということも指摘しましたが、今期内になるのでしょうか、どのような設計プランを立ててやっていくかが争点になってきますので、その点など合理的な説明をお聞かせください。

**〇川上教育振興課長** 平成28年12月議会において、高等学校等の無償化に関する請願 書が採択されたこともあり、県としても重要な課題に位置づけて、庁内で検討を重ねてい るところです。

前回の総務警察委員会からの検討状況ですが、平成29年6月議会の終了後、私立学校の関係者に意見聴取を行っています。その意見なども参考にしながら、制度について庁内で検討しているところですので、この庁内での検討結果について、次の平成29年9月議会の総務警察委員会でご報告をできるように、取り組みを進めているところです。以上です。

**〇川田委員** 検討結果ではなく、プランをお示しいただきたいですので、その点勘違いが ないようにお願いします。

議決事項で予算が上がってきて、それを可決するか否決するかは議会の問題であって、 プランをつくるということで請願が採択されているわけですから、まずはプランをお示し いただくことを強くお願いしておきます。また次の総務警察委員会でお聞きします。 次にもう1点、情報公開審査会のことで教えていただきたいのですが、情報公開請求の 決定について不服を申し立ててから1年以上たってやっと、総務課の県政情報センターか ら次の審査会が行われると連絡をいただいたのですが、住民監査請求など、法律上、条例 上も含めて、たくさんあるほかの制度との整合性はどうなっているのですか。各都道府県 や市町村なども含めて条例等も調べた中で、情報公開審査会の期限が条例内で決められて いるものもあれば、決められていないものもあり、国では大体1年以内には審査会をやっ ていますが、地方公共団体では1年以上を超えるところがまだあるので、これだけ情報公 開の需要があって不服申立て件数が多くなっているのであれば、需要があるところには資 金投資は必要になってくると思いますので、その点との整合性についてお答えいただきた いと思います。

**○東総務課長** 情報公開の審査請求が出た後の処理について、時間がかかっていることに ついての質問です。

情報公開制度は、平成8年から21年目を迎えて、制度としては定着していますが、その中で、年によってかなり多い審査請求が出てくる場合があります。不服申立てが出てきた場合には、実施機関側が審査をするのではなく、情報公開審査会という大学教授や弁護士など有識者による審査会に諮問をして、そこで判断をいただくことになっています。

情報公開審査会の審査が始まるのが、審査請求をしてからかなり時間がかかっているということが川田委員のご指摘です。審査請求をされたら、できるだけ順番に速やかに処理していますけれども、年度によってはかなり多くの審査請求が出てくることと、近年の特徴としては、特定の個人から複数の請求が相当数にわたって出てくるため、その処理のために若干積み残しがふえていっている状況があります。いつまでに処理をしなければならないかについては特に定めはありませんので、できるだけ早く処理できるように頑張っているところです。

平成28年度からは、かなり審査請求の件数が多いことから、同じ申立人から出てきた もので関連するものであれば、1回の、同じ審査会の中でまとめて審査していく併合審理 によって時間の節約ができることになり、それによって平成28年度は66件の処理を行 うことができました。今は、できるだけ早く処理できるように頑張っているところです。

ほかの住民監査請求などについての処理は、申請であれば行政手続法でいつまでに許可、 不許可を判断せよと規定されていますが、情報公開審査会については特に、審査請求があ ればいつまでに処理をしなければならないという規定がありませんので、できる限り早く 処理をするということで頑張っていきたいと思っています。

国では1年以内ということでしたが、国の情報公開審査会は定員が15人で、常勤の方 もおられます。県の場合は5人の委員に多忙な日程を調整していただきながら、ほぼ毎月 開催しまして、できるだけ早く次から次へと案件を処理できるように頑張っているところ です。ご理解を賜りたいと思います。以上です。

○川田委員 他の制度との整合性についてですが、住民監査請求ならば、財務会計上の処理で、その正当な理由があるというただし書きはありますけれども、それ以外のものは1年以内に監査請求を行わなければなりません。それをやらないと、行政訴訟すらできない決まりになっていますよね。私が今回審査請求をしているものでも、1年以上たっての審査では、その後に監査請求しようと思っても、1年の期限を超えてしまっているわけです。だから、その辺の整合性はとれていないと普通はだめだと思うのです。需要に人手が追いつかなければ、人をふやすなり、何らかの措置がとれるのですか。

審査結果は積み上がっていきますので、特別な新たなものが出てくることになれば別ですが、法律や裁判所でいえば判例みたいなものの積み重ねがあるわけですから、それと同等の開示請求ならば次からは開示していけば審査請求もないわけではないですか。前も東総務課長にお聞きしましたが、その辺の積み重ねを精査し、非開示部分を最終的に決定するのは、開示を執行する各部署が担当なのですね。その辺を総務課がまとめて指導、助言をしていると思いますが、原則公開になっていますし、もう少し審査を積み重ねていけば、もっとスムーズな情報公開につながっていくのではないですか。その辺いかがですか。

○東総務課長 川田委員ご指摘の期間の定めはいろいろありまして、まずは審査請求以前の情報公開請求について、請求から原則15日以内に開示決定をすることになっています。

次に、その開示決定を受けたけれども不服だから審査請求するという不服申立てについても、5年も10年もたってからできるのではなく、開示決定があってから一定の期間の中で審査請求できるという請求期限の定めはあります。ところが、審査請求を受けてからの処理に当たりましては、当然できるだけ早くということで、特に法令に定めもありませんし、条例でも定めを設けていません。その結果、ご指摘のように、時間がかかってしまっているということです。

国の情報公開法も県の情報公開条例も並行して同じような制度運営をしており、国の情報公開法においても、審査請求はいつまでに処理しなければならないという規定にはなっていませんので、現在のところ法律と同じように、できるだけ頑張らせていただくという

ことで、いつまでにという定めを設けていくことにはなっていません。以上です。

○川田委員 審査は頑張っていただいているとは思いますが、15日以内に開示決定を出すと言いながら、先般、半年かかって開示決定されたではないですか。段ボール1杯分で、量が多いということでしたが、あのくらいでは絶対半年もかかりません。ほかの部署ならば大体15日以内に出していただいているのに、開示請求から半年くらいかかって出てきて、ほかの案件の審査請求では、まだ審査すら行われないまま、もう1年以上たっているわけです。常識の範囲内というのが当然あると思いますので、その辺も指導いただかないと。どこだったか忘れましたがほかの団体で、審査して回答する期限を何日以内という日にちで定めているところもありますので、よそにできて奈良県にできないことは絶対ないと思います。

内容、要件により違いますが、何かのおそれという理由だけで、不開示部分だらけで真っ黒に隠されて開示されることなどは、完全に行政の職員の個人的理由でしかないのではないですか。先日も代表質問させてもらいましたが、混乱が起きる理由があるから不開示とのこと。違法公共工事をやっていたことが開示されれば、混乱になるのは当たり前の話ではないですか。それを、混乱のおそれがあるから不開示とするなど、おそれの使い方が全然違うのではないですか。その辺、総務課から全庁的に徹底した指導をいただいて、出さなければいけないものは最初から開示したらいいわけで、それならば審査請求もしなくていいわけですから、精査をきっちりとやっていただかないと。行政都合で都合の悪いところを隠すための政治ではないのですから、その点きっちりと指導いただいて、どのように指導されたかについては次回の総務警察委員会で聞きますので、よろしくお願いします。

次は大立山まつりについて。以前、平成27年度の分でしたか、奈良県冬季誘客イベント「大立山まつり」実行委員会から支出された各団体への補助金等について開示請求をしたところ、ある団体へ交付したところまでで途切れてしまい、中身はその団体に渡したらそれ以上はわからないという状態でした。これでは、どうやって精査し、資金管理されるのですか。当然、実行委員会ならば監査の調査権限も及ぶところですが、その点についてお聞かせください。

**〇中西ならの観光力向上課長** 奈良大立山まつりの支出について、祭り等に出ていただいている各団体への出演経費のご質問かと思います。

最終的にわからないということではなく、実行委員会のほうで、出演交渉の際に支出で きる項目を示して、その項目に当たる金額を支出することを決定して、代表となる団体等 に一括して支払いをしたものです。

その場合、参加の地方公共団体と、代表する団体に交付して、そこからその他の自治会 等におろしますので、自治会等への配分は各団体等にお任せして、領収証等は各団体で保 存していただく形で処理をしています。以上です。

○川田委員 それでは、次回の総務警察委員会までに、以前から求めていたものを全部つくって出してください。最終まで見ないと、どこの会社に流れた金なのか、どこに誰に頼んだものなのか全然わからないではないですか。だから、全部出してください。お願いします。

次は、先ほど説明もありましたが、前々から何回も聞いていますが、資料「平成29年度一般会計特別会計予算案の概要」168ページの県庁舎厨房等整備事業の家賃等にかわるもの、負担金というのでしょうか、これの算出根拠についてです。1億円の工事で厨房設備がつくられて、それを新たに使えるにもかかわらず、非常に安い負担金だか家賃だかが設定されていることについて、県の空き部屋等の、といった説明は受けましたけれども、そのように監査で決められているのですか。金額が定められているのですか。普通ならば、減価償却において、1億円の分が加味された分が家賃になってくるのではないのですか。大体これが賃貸借法による設定ではないですか。厨房は住民の税金から使われて、行政財産になっているわけでしょう。普通財産ですか、どちらですか。算出方法が間違っていると思っています。1億円をかけた部屋を借りようと思ったら、それなりに家賃が要りますが、それを安い5万円や3万円という金額で借りられるとなれば、誰でも入るのではないですか。税金でやるものですから、空きスペースとの説明ですが、1億円をかけた空きスペースなどないですから。きょうはもう言いませんが、家賃に相当する部分の算出根拠は、先日聞いたところでは、1億円で整備された分が計算に入っていませんので、その妥当性と根拠をお答えください。

**〇中田管財課長** 厨房の貸付料については、行政財産の使用料に準じた形の貸付料を徴収 するという条件を示して、公募をしたところです。

1億円かけたものについて全額回収するべきという川田委員のご指摘ですが、他の地方 公共団体でも行政財産使用料の積算方法に準じて貸付料を積算しているところもあり、本 県の積算方法が特に不適当であるとは考えていません。

貸付けを行う場合、物件の状況や貸付け後の用途等、さまざまなケースがありますので、 それぞれ適当と考えられる貸付料を徴収するよう、取り扱っていきたいと思っています。 以上です。

- **〇川田委員** それならば、以前の説明と合わないではないですか。そこは事業目的がない空きスペースなのですよね。地方自治法の条項からいえば、空きスペースなのですよね。空きスペースならば事業目的はないのではないですか。空いているから貸すのでしょう。山本委員長、説明になっていないと思うのですが、注意をお願いします。
- **〇山本委員長** 中田管財課長、もう一度質問に対して答えてください。
- **〇中田管財課長** 厨房については、以前、別の団体が厨房として使用していたところですが、食堂が閉鎖になって老朽化しました。そのままの形では、どのような形としても使うことができませんので、貸付けが可能となるような範囲内で整備を県として行ったもので、そのスペースについて県の事務事業に直接使用することは考えていません。したがって、地方自治法上の余裕がある部分、空きスペースとして貸付けを行っているものです。以上です。
- **〇川田委員** 今の答弁ならば、行政目的はないということですね。行政目的がないところ に、1億円も支出したという答えですね。いかがですか。
- **〇中田管財課長** 職員の福利厚生に寄与する施設になるとは思っています。ただ、そこで 直接県が、例えば食事提供事業を行うといったことはないと考えています。
- **〇川田委員** 過去の質問で、福利厚生事業でやるのならばいいと思いますが、と言ったところ、福利厚生事業ではないと答弁されていたではないですか。言っていることがめちゃくちゃではないですか。今回、空きスペースに1億円をかけたのかと確認させていただいたら、今度は福利厚生事業みたいな答弁をされましたが、福利厚生事業なのか、福利厚生事業ではないのか、どちらですか。
- **〇中田管財課長** そのスペースで県が直接食事提供事業を行うということではありません。 以上でございます。
- **〇山本委員長** いやいや、福利厚生事業なのかどうか、質問に対して的確に答えてください。
- **〇中田管財課長** 川田委員お述べの福利厚生事業は食事提供事業のことを指しているのではないかと思いますが、その意味では、県は改修は行いましたが、直接食事提供事業を行うわけではなく、貸し付けて民間事業者が食事提供事業を行うということで、そこを県が直接使って事務事業を行うものではないということです。以上です。
- 〇川田委員 全然かみ合ってないのですけれどもね。1億円を支出して工事をした目的は

何だったのか、聞いているのですよ。福利厚生事業といっても、誰が行政がご飯をつくってやることも含めて事業だというのですか、それは関係ないのではないですか。行政財産の中に、お金をかけてつくったのならば、その目的が要るのではないですか。ただ古かったから直したなどと言いますが、目的がなかったら直さないのではないですか。そのまま古い機械を撤去するだけでもいいのではないですか。きれいに原状復帰するだけでもいいのではないですか。

もともと以前、互助会か何かでやっていたときは福利厚生事業だったと聞いていますが、 そのときは福利厚生の事業で、目的があるから県がお金をかけて、厨房も整備されたわけ でしょう。これは筋が通っていると思うのです。全然問題ないですね。ただ、運営上の問 題がどうあったかということは、細かいことはわかりませんが。今回の場合は、空きスペースだからお金をかけたと言うから、お金をかけたところに一体どのような行政目的があるのか聞くと、福利厚生との答弁でした。ところが、前の答弁では福利厚生ではないとおっしゃったではないですか。今空きスペースとおっしゃいましたが、何もないところに1 億円のお金をかけるわけがありません。

地方自治法が改正された目的は、地方公共団体の平成の合併等も含めて、今まで持っていた施設等の行政財産について、改正前ならば絶対に目的外使用となって使えなかったところを使えるようにする条項を入れるためでしょう。前から何回も言っていますが、答弁がかみ合わないのは、聞いていることに対して全然答えていないからですよ。福利厚生事業ではないと言うのならば、福利厚生事業ではないところになぜ1億円をかけたのかという疑問が出るし、福利厚生事業だと言うのならば、なぜ空きスペースの条項を使って貸すのかという疑問が出る。きっちりと1億円をかけているのだから、それなりの家賃をもらわないといけないのではないですか。公募の仕様書に書いていたと言いますが、仕様書に書くべき内容を間違えていただけの話ではないですか。整理したらそうなると思いますが、
計本総務部長、いかがですか。

**〇辻本総務部長** まず、福利厚生事業であるということは否定できません。最初の目的は、 必ず県職員が食事をとる食堂であるということはご理解いただいているかと思います。最 終的に9月1日にリニューアルオープンしますけれども、大きな目的は職員の福利厚生の ためになります。

それをどのように事業としてやっていくのか、誰にやってもらうのかということも含めて検討した場合に、事業としてやるためには、まずは1億円の改修費用が必要であるとい

うことがありました。どのようにして業者に入ってもらって、どのような運営にすれば一番県として良いか、県民の方々からの税金を余計に使わずに済むか、またどう回収するかということを考えた場合に、川田委員がお述べのように、法律的に突き詰めたときに若干疑義はあるかと、後で聞いて思いましたけれども、それでもベターな方法を選んだのではないかと考えて、これについては1億円を回収するというのではなく、行政財産の目的外使用としての貸付けをすることとしました。もともと本県の行政財産の目的外使用の場合の貸付料の算定の仕方は、そのかけた分を全てのところで割り算をする形で算定しています。本県だけが特別かどうかを調べさせましたら、各都道府県でまちまちではありますが、ある程度調べた中の半分くらいは本県と同じようなやり方をしているということもありますので、決して間違いではないのではないかと考えています。

〇川田委員 きょうは時間がありませんので、次の総務警察委員会でも聞きますが、国にも照会をしています。ある程度負担がかかっているわけですから、賃貸借契約に基づいては、やはり平均割りの同じ値段で貸すということはないですよ。先ほどの中田管財課長の答弁の中からいきましたら。現実には選択というよりも、その値段でしか入ってくれなかったということでしょう。それを無理やり理由を付けようとするから、かみ合わない理由になるわけではないですか。それならば堂々と福利厚生の事業としてすればいいのではないですか。ただそれだけの話だと思うのです。それを何か都合主義でやっていて、隠そう隠そうとするからつじつまがどんどん合わなくなっていってしまうのではないですか。精算することは、はっきりと財務省の資料でも書いていますから。誰も全額を回収せよとは一言も言っていませんが、あまりにも低価格では、相手への利益供与と県民から受けとめられる可能性もありますから、その辺はきっちりとやってください。

それから、これはお願いだけですが、前に、県に本来入るはずの税金が3億円くらいは ふるさと納税で入っていないとお示しいただきましたが、次回までに金額の詳細の資料を お願いします。要望ですので、答弁は結構です。

あともう1点、消防について聞きたいのですが、きょうの午後、奈良県広域消防組合に 県内調査で行く予定ですが、先日、この組合の特別会計の繰入金と構成各市町村から出て いる分担金が載っている決算書をもらいました。この組合の前身の奈良県消防広域化協議 会の頃に、基準財政規模における需要費の計算で構成各市町村がきっちりやるという答弁 が残っていますが、全国北海道から沖縄県までの基準財政需要額の消防費の平成26年か ら平成29年までを総務省のホームページで調べてきたのですが、今は、基準財政需要額 に合わせて、仕事分担量も含めてきっちりと算定されているということでいいのですか。

我々が一番懸念していたのが、将来人口が減ってくるところもあり、ふえるところもありますので、それでも全体的にかかる経費の割り算で構成市町村の分担金が算出されるのならば、組合ではなく自団体単独でやっていたほうが、今までどおり自団体にかかる経費だけを負担すればいいわけですから、得なのです。基準財政需要額というのは、もともとこの財政規模ならばこれくらいの需要はあるでしょうとして算出されている金額ではないですか。この額を大幅に上回るような支出負担額が出てくるような制度というのは、根本的に間違っていることになるので、将来の人口減少比率を入れた上で、どんどん片方が減り、片方はあまり減らない。ところが、人口が少なくなってくる地域も多くなることにより、割り算で、人口が減らないほうがどんどん負担し、かかっている額は同じだとしたら、人口の多い側のほうが、いつまでたっても負担がどんどんふえていく形になるのです。これでは地方制度の中での税の再配分がまたなされていることになってしまいますので、根本的に税の再配分制度でやっているのは、国の交付税も含めて、行政水準に差異が出ないように画一的にするためというのが交付税制度の趣旨でもあるので、今後の将来負担も含めて構成市町村の負担割合はどうなっているのですか。以前奈良県消防広域化協議会の頃に聞いただけですので、ここで改めて聞いているのですが、いかがですか。

〇小出消防救急課長 川田委員より、奈良県広域消防組合の決算についてのご質問をいただきましたが、奈良県広域消防組合の予算自体は一般会計と、旧消防本部の11と野迫川村を合わせた12の特別会計で構成されています。

平成26年4月に広域組合になっているわけですが、現在の段階では、原則として旧消防本部の単位で所管の職員の給与や施設管理費等を負担しており、これを「自賄い」と呼んでいますが、各特別会計の中でそれぞれの分を負担しているという状況です。

ただ、特別会計の中に繰出金というのが予算の項目でありますが、その繰出金を、各本部によって異なり大体数%の割合ですけれども、広域消防組合の一般会計の中に入れ込んで共通経費としています。その共通経費は、今は消防救急デジタル無線システムと、新規採用の職員分に充てているという状況です。

今も、消防救急デジタル無線システムについては基準財政需要額割で、新規採用職員については職員の配置数割で、各本部は負担していますが、今後、川田委員がお述べのような形で、基準財政需要額割で行っていくのかどうかについては、今はまだ将来に向けての検討段階にあると聞いています。以上です。

○川田委員 今の説明も全部以前に聞いていたのでわかっているのですが、自賄い方式だけでいくのならば、自賄いで自分の担当区域だけカバーすればいいのです。ただ、自賄いの格差はかなりありまして、議論の一つになったのです。移送救急車でも1台出動させれば最低でも3人以上の編成体制が要りますから、職員もふやさなければいけないため、自賄いも高くなる。全部で共通してスケールメリットがあるから調整すればいいと言っているけれども、私が今住んでいる香芝市、広陵町あたりならば、職員をふやしたところで、今までの所管区域の外に出ている救急車もたくさんあるわけで、不公平ではないですか。自賄いはやらなければいけないのに、自分の所管区域内だけをカバーするのならばいいですけれども、それ以外のところにどんどん応援に出ている。その仕組みは本当に公平なのかと問うているわけで、それならば、全部の金を基準財政需要額で割ったほうがはっきりするのではないですか。まだ過去の起債の償還を続けている大きな消防本部もあるわけで、それも全部、自賄いも入っているわけでしょう。その辺を研究、精査いただきたいと思います。

あともう1点、これもお願いですが、今臨時財政対策債を研究しているのですけれども、 平成13年度から奈良県では臨時財政対策債が始まっていますから、それに対する発行さ れた起債には20年債、15年債などいろいろあると思うのです。今直接答えていただか なくてもいいですので、それの一覧表、分類表などがあればいただきたいのです。

**○阿部財政課長** きのうご質問いただきまして、現在作業していますが、大体起債自体は 10年債や20年債など、それぞれ20年で償還する予定ですけれども、10年債で発行 しているところを借り換えしてもう10年という形でやっているものもありますので、そ のあたりを今精査しているところです。

おおむね20年償還予定、25年償還予定、30年償還予定、この3つの分類で合計額を示させていただければと思っています。しばしお待ちいただければと思います。

**〇川田委員** 何を調べているかというと、後で地方交付税の基準財政需要額に算入される いうことですが、交付税との対比で、その償還される場合の交付税が入っているかどうか、 差異を回帰分析か何かでやればすぐわかると思うので、分析で出そうと思っているのです が、何回払いかがわからないと、分析まで行き着けなかったので、お願いしています。

もう1個、これもまた次回の総務警察委員会か決算委員会でもいいのですが、基金のう ち減債基金というものがありますが、これはあくまで一括償還の債券発行、30年先に払 うならば30年後に一括でまとめて返してしまう方法のために積んでいるとの解釈でよろ しいですか。

**○阿部財政課長** 減債基金については、確かに満期一括償還分の積み立てという意味もありますが、金利の変動等がありますので、起債するに当たって、今後、起債の償還に当たって、必要と予想される金額をあらかじめ確保していくという趣旨で基金に計上しているところです。

ですから、満期一括償還分が全てというよりは、現在発行している起債に係る、今後予想される財政需要をあらかじめ基金によけておくという考え方で積んでいるものです。

**〇川田委員** それも一部は入っていると思いますが、ほとんどが一括返済に係るものだと 思うのです。他の地方公共団体を見ていたら、そうやっていますので。

そこで疑問があるのが、奈良県の基金を標準財政規模で割っていったら、減債基金が約15%くらいになっていて、他の都道府県と比べたら、極端に高い基金量になっているのです。それで何を思ったかというと、30年先の長い期間で借りて、一括返済するために積んでいっているのかと。そうでなければ、多くなる理由がよくわからないのです。今の阿部財政課長の答弁を含めても、ここまで多いのはなぜか疑問があるので、また調べたいので、長期債に対する満期一括債の種類もあわせて、今どれだけのものが発行されていて、その分について、減債基金にどれくらい積まれているのかについても、きょうではなくていいので、お示しいただきたいと思います。

それからもう1個、その他基金というものがありますが、奈良県では、それも全体の標準財政規模で割ったら約30%くらいあるのです。岩手県、宮城県、秋田県、福島県といったいわゆる復興基金を積んでいるところや東京都を除いて見ると、奈良県が極端に一番多いという数字が出ているのです。なぜこれだけの基金を積まなければいけないのかと。臨時財政対策債も毎年発行しているが、基金はある。目的があって基金をつくっていると思うのですが、基金に目的は要るのかという話もあるし、よそと比較したら、それだけの種類はないと思うのですけれども。ですから、今は無理かもしれませんが、できればその点もあわせて資料をお示しいただきたいと思いますが、いかがですか。

- ○阿部財政課長 また別途後日、ご相談に伺います。よろしくお願いします。
- ○川田委員 最後に、国民文化祭・障害者芸術文化祭について、もうすぐ始まりますので、エールを送って、ツイッターなどで応援しているのですけれども、きょうの時点で約1万7,000人くらいには広報はできているのですけれども、よそへ行ったら、何それとか、やはりまだまだ言われます。平田国民文化祭・障害者芸術文化祭課長にあちこちで宣伝し

てほしいと言われていたので、あちこちで宣伝しているのですけれども、まだ何それとか、 どういうものかと聞かれることが多いので、もう期間はないのですが、本番が始まれば、 一気に広がるのかもしれないのですが、もう少し周知しなければならないというのが1点。 それから、前回の総務警察委員会で指摘した、暗くなるようなイメージソングはどうな

○平田国民文化祭・障害者芸術文化祭課長 国民文化祭・障害者芸術文化祭については、 あと2日後の9月1日から開幕します。広報については、ツイッター等でご協力いただき 本当にありがとうございます。国民文化祭・障害者芸術文化祭課でも、公式ガイドブック をつくって、県内はもとより県外でも大阪、京都などの主要駅に置くなど、いろいろなと ころで広報活動を行っています。あとは今、近鉄奈良駅前に横断幕がかかっていますが、 駅にも連張りでポスターを張ったり、もう少ししますと大和西大寺駅や大和八木駅にフロ ア広告をしたり、現時点では、できるだけ不特定多数の方々が行くところでの広告を心が けています。

ただ、やはりまだ知っていただいていない方も数多くあると思いますので、今後はホームページ、ツイッター、フェイスブックなども使いまして、より一層広報に努めていきたいと思いますので、また総務警察委員会の委員の皆様方にも、いろいろなところで広報にご協力をお願いできたらと思います。

それから、2点目の県庁舎で終業時に流しているイメージソングについてですが、もう 結構長い間同じ曲をかけていましたので、今は、同じイメージソングですが、100日前 イベントのときに県立畝傍高校の音楽部の生徒さんたちに歌っていただいたバージョンに 変えて流していますので、またぜひ夕方に聞きに行っていただけたらと思います。以上で す。

〇山本委員長 ほかにご質問のある方。

ったのか、教えていただきたいと思います。

- **〇山村副委員長** 1点は奨学金の返済について、日本共産党は給付制の奨学金を実現をしてほしいということで、国でも少し動きが出てきており、さらにこれを充実してほしいと思っているのですが、国の地方創生の事業の中に奨学金返済支援制度という形で、奨学金を活用して大学生などが奈良県に定住、定着をするということを促進するための支援制度がつくられており、県でも実施をされていると聞いているのですけれども、そのことについて中身など、状況を教えていただきたいと思います。
- **〇川上教育振興課長** 山村副委員長からお話がありましたが、本県にも国の奨学金を活用

した大学生等の地方定着の促進事業があり、本県の場合、国の奨学金を活用して、文化芸 術の分野における人材を確保するため、奨学金の返済に対する支援制度を設けています。

具体的には、奈良県の文化芸術振興奨学金基金というものを設けていますので、こちらを活用して、日本学生支援機構の無利子のほうの第1種奨学金の貸与者が返還する奨学金を、一定の基準を満たす場合については全て減免をするという制度です。

その一定の基準としては、文化芸術の分野に特定をしていますので、文化財の修復や伝統工芸など、文化芸術の職種に従事をしていただくことと、大学等を卒業後8年以上県内に住所を有していることなどを設けています。今年度は2期に分けて募集を予定していますが、現在は9月29日の締め切りで、今年度の第1期目の募集を行っています。現在残念ながらまだ応募がありませんが、県内の高校や大学からも問い合わせが入っている状況です。引き続いて周知に努め、文化芸術分野における人材の確保に取り組んでいきたいと考えています。以上です。

**〇山村副委員長** この制度があることはいいことだと思っていますし、利用される方は大変有効な活用をされるのではないかと期待をしているのですが、そこで1つお聞きしたいのが、この制度は基金をつくって県と企業で運営しているということですが、文化芸術振興という形で参画している奈良県の企業はどのようなところでしょうか。

〇川上教育振興課長 山村副委員長がお述べのように、まず制度が2つありまして、1つは、今山村副委員長がお述べの、県内の文化芸術の企業と県がそれぞれ資金を出して基金に積むという制度と、それ以外に、先ほど言いました、県内に住んで文化芸術の分野の職種に従事をしていただくということで、県で独自に積むという制度を設けています。

残念ながら企業から出資、出捐の承諾はいただいていないのですけれども、それらのほうも今後もPRしていくことを考えています。

なお、基金については、一応8年後に減免というかお金を支援をする形になりますので、 奨学金を応募していただいて、採択して支援が確定した金額を、基金に積み立てして、就 職されて8年後のところで支出をするというスキームを設けていますので、先ほど言いま したように、引き続いてこの資金を活用していただく応募者や、企業にもPR等を努めな がら、できるだけ多くの人材確保をしていく取り組みにしたいと考えています。以上です。 〇山村副委員長 ということは、県内の企業ではまだ応募がないということですね。この ことをやったことはいいと思いますが、他府県の状況などを見ましたら、募集の定員も、 多いところは50人から100人、80人などとなっていますし、就職先についても、芸 術と限定せずにさまざまな企業の分野で活用ができるとなっていることから見ましても、 奈良県は今1期、2期合わせても15名程度で、芸術に限っていますので、もう少し活用 の幅を広げられないのか、今後の検討をお願いしたいと思います。この点は、以上です。

それからもう1点、これはかねてから聞いていますけれども、奈良県の広域防災拠点と 消防学校の整備について、もう既に県では予算がさまざまな形でつけられて、準備もされ てきていると聞いています。設置場所についても決まったと聞いているのですけれども、 進捗がどうなっているのかお伺いします。

**〇辻知事公室次長防災統括室長事務取扱** 広域防災拠点と消防学校の進捗状況ですが、南海トラフのような巨大地震に際しても救援できるように、半島の中央部である五條市において、活動の中心となる広域防災拠点の整備を検討しているところです。

広域防災拠点の機能はいろいろありますが、緊急物資や復旧復興の中心となる自衛隊、警察、消防などの活動拠点などの機能を有することが必要です。候補地についても、山村副委員長がお述べのように2カ所を選定していましたが、既に優先順位を決定して、現在五條市が地元との協議を進めているところです。県としても五條市の用地取得に向けた取り組み状況について、五條市とも情報交換を積極的に行って、広域防災拠点の具体的な整備に向けた検討を引き続き進めているところです。

消防学校については、防災拠点に併設予定ですので、昨年度の奈良県広域防災拠点整備 基本計画策定事業の中で消防学校に導入すべき機能等について検討しました。あわせて、 県内消防本部と一緒に、奈良県消防学校のあり方検討会を設置して、訓練内容等について 議論を行ってきたところです。

今後、広域防災拠点の整備に向けた工程を十分に勘案して、おくれることなく、消防学 校がスムーズに整備できるように準備を進めたいと考えています。以上です。

- **〇山村副委員長** 準備をされていることはわかりましたが、広域防災拠点がどのくらいの時期にできるのか、南海トラフの巨大地震や奈良盆地の直下型地震も大変心配されている 昨今ですので、できるだけ早期にされるべきではないかと思っているのですが、めどなど がわかりましたら教えていただけますか。
- **〇辻知事公室次長防災統括室長事務取扱** まずは用地の確保が先決になりますが、将来的には陸上自衛隊駐屯地の用地を想定していますので、用地の確保については、五條市が用地取得に向けて取り組んでいるところです。五條市においては、境界確定や買収額の算出などに向けて取り組んでいると承知していますので、県としては五條市とも情報交換を行

って、広域防災拠点の具体的な整備に向けて進めたいと考えており、めどについてはまだ ここでは申し上げることはできません。以上です。

○山村副委員長 今お話があった自衛隊の駐屯地の設置について、県も五條市も要望されていることは私も承知をしています。私はその必要はないと思っているのですけれども、そのことの賛否は別で置いておいたとしても、自衛隊が五條市に駐屯地を持ってくる現実的な可能性でいいましたら、防衛省にも直接尋ねましたが、現時点で新たに奈良に基地をつくる予定も見通しもないとのことですので、相当時間のかかる話ではないかと思います。ただ、計画の中でおっしゃっているように、大規模な災害が起こったときに、県と警察も自衛隊も一体に展開できる設備を整えたり、協力を求めるということは当然のことだと思いますので、そのような形での整備は望まれるところですけれども、そうだとしたら、やはり防災拠点と消防学校は早急な対策が必要なことですので、自衛隊の駐屯地が決定しない段階でも、それと一緒にではなく先行的に実施をしていくことだと思うのですけれども、その点はいかがでしょうか。

**〇辻知事公室次長防災統括室長事務取扱** 以前にもお尋ねいただいたかと思いますが、現在も県は自衛隊の誘致活動を続けているところです。今自衛隊の事情で誘致の実現には時間がかかると聞いていますけれども、誘致ができないという前提では考えておらず、あくまでも誘致の実現が前提でして、誘致と整備事業を同時に実施できないとしても、誘致が困難であるため先に県の施設を整備することはあるとしても、誘致ができないという前提では考えていません。以上です。

〇山村副委員長 誘致ができるかできないかは防衛省が決めることですので、それは置いて、誘致ができない場合でも、準備が整えば防災拠点整備を先にするかを聞きたいのです。 〇中危機管理監 山村副委員長がお延べのように、広域防災拠点はやはり必須な施設と認識していまして、速やかに広域防災拠点の整備を進めていき、その結果として、その活動は自衛隊にとっても非常に有効であるとなれば、将来には駐屯地誘致にもつながっていくものとの考えを持っていますので、基本的にはまず広域防災拠点の整備を優先して進めていく考えでいることは申し上げます。以上です。

- 〇山村副委員長 わかりました。結構です。
- **〇荻田委員** 質問通告もしていませんので、意見、答えをいただけたらありがたいと思います。

まず、新年度の予算が執行されて、上半期が経過をしようとしていますが、夏期討論や

これからの秋期討論なども含めて、荒井知事をはじめ県職員が行政課題に対して部局横断的に頑張っていることを目にしているわけですが、予算が遺漏なき形で執行されることを願っている一人です。

その中で、これまで市町村支援のあり方検討会を含めて、市町村とのまちづくり連携協定で、それぞれの市町村で県とくみしていただいているわけですけれども、それぞれの行政課題がある中で、現実的に市町村支援やまちづくり連携協定がどのくらいの市町村に達しているのか、またその目的、そして市町村が県とくみすることによって問題の共有や解決ができたこと、実際によかったことがあれば、次の機会で結構ですから、お示しいただきたいと思います。

それから、特に119番通報による救急搬送については、今までから総務警察委員会などでも随分申し上げていましたし、かつては悲しい事案があって、初めて荒井知事が、eーMATCHシステムなども取り入れながら、命を守っていく最前線基地として再整備をしていこうということで、救急搬送時間についての資料をきょういただいたところです。平成27年度では4万8,113件あったようで、搬送時間は平均して45分、平成28年度では5万4,924件で、搬送時間は平均43分余り、2分余り短縮をされているとの資料をいただきました。119番通報を受けてから患者さん宅へ到着し、病院へ搬送する時間の短縮をいかにするかに取り組んでいただいて、eーMATCHシステムを利用しながら病院へのアクセスは随分進んでいると思います。ただ、民間病院だけではなく公立病院も含めて、輪番制もありますけれども、病院関係者にはその辺の問題意識をより一層強めてほしいということが1つあります。

事案としては意識障害、脳卒中の患者がかなり多いようで、ここは総務警察委員会ですから、医療政策部の事務は担当外ですけれども、一刻も争う中で、横の連携をしっかりととれるよう、辻知事公室次長のほうで整理していただき、病院関係者や機関にも一層の搬送時間短縮へのご協力、ご配慮をお願いしておきたいと思います。

それから、東大寺大仏殿の裏側、正倉院事務所の南側に大仏池という池がありまして、中秋の名月のときに、大仏池の水面に映し出されるものが非常にいい景観ですので、「まほろば眺望スポット百選」の一つになったわけですが、地元からいろいろ要望があって、警察本部長をされていた岡弘文氏がちょうど宮内庁に出向されていたときに、私からお願いをし、当時は正倉院事務所の書陵部長か施設部長だったと思いますが、正倉院事務所と奈良公園事務所とが相まって協力をしていただいたおかげで、きょうの本当にきれいな大

仏池の整備が完成したということで、非常に一つの見どころではないかと思っており、今 後もしっかりやっていただきたいと思うところです。

最後になりますが、国民文化祭・障害者芸術文化祭は国を挙げての事業になりますけれども、この間、県職員全員が思いを共有しながら頑張っていただくこと。警察本部としては警衛警護をはじめとするいろいろな方々に対する雑踏警備などを含めて、万全を期して対応いただくことをお願いをして終わります。

**〇山本委員長** ほかになければ、これをもちまして質問を終わります。

これをもちまして本日の委員会を終わります。